

傍聴される皆様への注意事項

会議の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

1 感染症対策

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。

- ① 当日は手洗い、咳エチケット、マスク着用等の一般感染対策の徹底へのご協力をお願いします。
- ② 会議室入り口に消毒用アルコールを設置しますので、手指の消毒に御利用ください。

2 会議運営

- ① 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- ② 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- ③ 写真撮影、ビデオ撮影、録音をすることはできません（あらかじめ申し込まれた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って写真撮影などをすることができます。）。
- ④ 服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、たすき、腕章等は着用しないでください。
- ⑤ 危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
- ⑥ 静粛を旨とし、意見を表明するなど審議の妨害になるような行為はしないでください。
- ⑦ 委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- ⑧ 飲食はしないでください。
- ⑨ 途中での入退室はやむを得ない場合のみとします。
- ⑩ 酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- ⑪ 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがあります。
- ⑫ その他、座長及び事務局職員の指示に従ってください。

労働基準法施行規則第 35 条専門検討会化学物質による疾病に関する分科会 事務局

<申込先>

厚生労働省 労働基準局 補償課 職業病認定対策室 職業病認定業務第 2 係

メールアドレス：hoshouka-ninni@mhlw.go.jp